

あわら市公式キャラクター湯巡兄弟の画像使用に関する規約

(目的)

第1条 この規定は、あわら市公式キャラクターである湯巡ピエール、湯巡艶子、湯巡健二、湯巡権三及び湯巡忠四（以下「湯巡兄弟」という。）の画像を使用する際に必要な事項を定め、もって福井県あわら市（以下「市」という。）のPR、市産品の販路拡大、市の産業・文化・芸術・教育及びスポーツの振興等に寄与することを目的とする。

(画像等の使用に関する権利)

第2条 画像等の使用に関する一切の権利は、市に帰属する。

2 画像等の使用については、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権の制限に該当する場合を除き、原則として許可しない。ただし、前条に規定する目的の実現に特に効果があると認められる場合は、この限りでない。

(画像等の使用許可)

第3条 画像等を使用しようとする者は、あわら市長（以下「市長」という。）の許可を受けなければならない。

2 画像等の使用が、著作権法に定める著作権の制限に該当する場合は、使用申請を要しない。

(使用許可の申請)

第4条 前条第1項の規定による許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、あわら市公式キャラクター「湯巡兄弟」画像使用許可申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を行った者（以下「使用許可申請者」という。）に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

(使用許可申請者の制限)

第5条 市長は、前条の規定にかかわらず、使用許可申請者（申請者が法人の場合、第1号の規定においては法人の役員を含む。）が、次の各号のいずれかに該当する者は、申請することができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取

引を行う者

- (4) 政党若しくは宗教団体、又はこれらを支援若しくは支援するおそれがある者
- (5) 市の指名停止措置を受けている者
- (6) 法令又は公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (7) 市の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

(使用許可の手続)

第6条 市長は、第4条第1項の規定による使用許可申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が第1条に定める目的に合致すると認められるときは、使用許可を行うことができる。この場合、市長は、画像等の使用方法について、必要に応じ条件を付することができる。

- 2 市長は、使用許可を行った場合は、あわら市公式キャラクター「湯巡兄弟」画像使用許可書(様式第1号)により当該使用許可申請者へあわら市公式キャラクター「湯巡兄弟」画像使用許可書(様式第2号)を通知するものとする。
- 3 使用許可の期間は、使用許可の日から最長3年間とする。

(使用許可の制限)

第7条 前条の規定にかかわらず、市長は、使用許可申請者の画像等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合、その使用を許可しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、団体、法人(地方公共団体を除く。)商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に効果が認められる場合にはこの限りでない。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業又はその広告等に使用される場合
- (7) 画像等の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) 「湯巡兄弟」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) 画像等の著しい変形を行う場合又は立体物でその表現が画像等の立体物と認められない場合
- (10) その他市長が画像等の使用が適当でないとする場合

(商品化権使用許可について)

第8条 湯巡兄弟に関係する商品等を制作又は販売しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(商品化権使用許可の契約)

第9条 前条の規定による許可（以下「商品化権許可」という。）を受けようとする者は、市長と商品化権使用許可契約を締結しなければならない。

2 市長は、前項の規定により契約を行った者（以下「契約者」という。）に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

(使用許可を受けた者の遵守事項)

第10条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 画像等の使用が第1条に規定する目的にあることに留意し、趣旨を損なわないように十分に注意すること。
- (2) 画像等の使用に当たっては、使用許可を受けた内容に限ること。
- (3) 使用許可を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- (4) 使用許可を受けた対象物又は当該対象物の包装等（以下「使用対象物等」という。）に著作権者の表示を行うこと。
- (5) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、使用対象物等には販売者、製造者又は制作者の名称と連絡先を明示すること。
- (6) 第三者に使用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、使用許可を受けた個数以上の製造等が行われないうに義務付ける契約を使用者の責任で行い、数量管理を徹底すること。
- (7) 当該使用許可に係る使用対象物等の完成品の写真又はサンプルを提出すること。ただし、完成品の写真又はサンプルの提出が困難な場合の提出物については、市長が別に指示する。
- (8) 市長が行う売上調査その他照会に応じること。
- (9) その他各種の法令を遵守すること。

(使用料)

第11条 画像等の使用料は、無料とする。

(使用許可の取消し等)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取消すことができる。

- (1) 提出した「あわら市公式キャラクター「湯巡兄弟」画像使用許可申請書」の内容に虚偽があることが判明した場合
 - (2) 第5条各号又は第7条各号のいずれかに該当するに至った場合
 - (3) 第10条の遵守事項に違反した場合
 - (4) その他使用許可の継続が不相当であると認められる場合
- 2 前項の規定による使用許可の取消しを受けた者は、使用許可取消し日のから使用対象物等に画像等を使用することはできない。
 - 3 市長は、使用許可の取り消しを受けた者に対して、使用許可の取消しを受けた使用対象物等について回収等の措置を請求することができる。
 - 4 市長は、前二項の規定による使用許可の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。
 - 5 市長は、第1項の規定による使用許可の取消しを受けた者が、その取消し後に行った使用許可申請について、取消しの日から最長10年間、使用許可を行わないことができる。
 - 6 市長は、使用許可を受けずに画像等を使用した者が行う使用許可申請について、事実を確認した日から起算して最長10年間、使用許可を行わないことができる。

(使用の非独占性等)

第13条 この規定による使用許可は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して画像等を使用する権利を付与するものではない。また、使用者又は使用対象物等について市長が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第14条 市長は、この規定による使用許可の申請又は商品化権使用許可の契約及び画像等の使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(賠償責任等)

- 第15条 市長は、使用許可を行ったことに起因し使用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 使用者は、使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
 - 3 使用者は、画像等の使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。
 - 4 市長は、前二項の規定に違反する使用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(情報の公開)

第16条 市長は、画像等の適切な管理と、広く使用促進を図る観点から、使用許可の状況及び使用許可の取り消し状況について情報を公開することができる。

(事務)

第17条 この規定に関する事務は、あわら市経済産業部観光振興課が行う。

(その他)

第18条 この規定に定めるもののほか、画像等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から適用する。